

流山市道路位置の指定に関する技術基準

- 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第144条の4第1項第1号ホにより特定行政庁が認めるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 袋路状道路の幅員が4.5メートル以上の場合で、下表左欄の幅員に応じ同表右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の回転広場を設けているものであること。

幅 員	距 離
4.5メートル以上 5.0メートル未満	50メートル
5.0メートル以上 5.5メートル未満	60メートル
5.5メートル以上 6.0メートル未満	70メートル

- (2) 袋路状道路の終端又は中間に設けられた迂回できる道路の区間について、自動車の転回広場を設けなければならない距離の2倍以内ごとに自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差若しくは接続する箇所を有しているものであること。

(別紙図1)

- 2 次の各号に掲げる大きさの広場は、政令第144の4第1項第1号ハにいう自動車の転回広場と認める。

- (1) 停車することができるもの（昭和45年建設省告示第1837号第1号）

小型4輪自動車1台につき幅2.0メートル（同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5メートル）以上及び長さ5.0メートル以上の大きさの広場で、車の出入りする部分の前後又は左右にすみ切り（辺の長さ2.0メートル以上の二等辺三角形の部分の部分を道に含むもの）をそれぞれ設けたものであって小型4輪自動車が2台以上停車できるもの。（別紙図2）

- (2) 転回できる形状のものであること。（昭和45年建設省告示第1837号第2号）

道路幅員を含めて直径8.0メートルの転回広場又は転回上これと同等以上の有効な大きさの広場であること。（別紙図3）

3 政令 144 条の 4 第 1 項第 2 号ただし書きの規定によるすみ切りについて、

特定行政庁が認めるものは、次に該当するものとする。

(1) 周囲の状況によりやむを得ずすみ切りを片側のみとする場合において、すみ切りできない対測線側の一边を 4.0 メートルとし、他の一边を 2.5 メートルとする三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。(別紙図 4)

(2) 歩道を有する道路に接続する場合のすみ切りで、道路管理者と協議したものであること。(別紙図 5)

4 政令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する道及び敷地内の排水に必要な施設は、少なくとも次の各号に該当するものとする。

(1) 道に設ける排水施設は、U 字溝にあっては内法幅 18 センチメートル以上、L 字溝にあっては幅 30 センチメートル以上のコンクリート製で、かつ、排水に支障がないもの。

(2) 道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水施設に排水上有効に連結しているもの。ただし、連結できない場合にあっては、道路等へ、いっ水するおそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けているもの。

5 政令 144 条の 4 第 2 項の規定に準じ、同項第 1 項各号のうちこれと異なる基準を次の各号のとおり規定する。

(1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所角度が 60 度以下となる角地に設けるすみ切りは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とし、底辺の長さを 3 メートル以上とした三角形を道に含むものであること。

(2) アスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものであること。

(3) 縦断勾配が 9 パーセントを超える部分の路面(すみ切りを含む。)については、車の滑り止めを施したものであること。

附 則

この告示は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 1 日改正